

フットサル教室

スポーツ振興課 ☎55-2722

とき 平成20年1月11日からの毎週金曜日 19:00～21:00 計4回

ところ 市立富士体育館

対象 市内在住・在勤の40歳以上(平成20年1月1日現在)の男性、市内在住・在勤の女性(高校生以下除く)

定員 50人(応募者多数の場合抽せん)

参加費 200円(保険料含む)

※初日に徴収。

持ち物 運動のできる服装、体育館シューズ、サッカーソックス

申し込み 12月25日(必着)までに、往復はがきまたはEメールに、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、サッカーまたはフットサル経験の有無とサッカー歴を記入し、〒417-8601 富士市教育委員会スポーツ振興課へ

✉ky-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

ロゼシアター公募展「新進アーティスト作品展Ⅵ」作品募集!!

～Art Generation 2008～ ロゼシアター ☎60-2510

対象 県内出身・在住・在勤・在学の18歳～35歳の人

募集作品 平面・立体・映像作品、インスタレーション

※詳しくは、応募用紙(ロゼシアターで配布。ホームページからダウンロード可)をごらんください。

賞典 優秀賞(賞金10万円・賞状・副賞)、佳作(賞金5万円・賞状・副賞)

出品料 1,000円

申し込み 平成20年2月12日(必着)までに、応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送で、〒416-0953 蓼原町1750 ロゼシアター「新進アーティスト作品展」係へ

～新しい時代をつくるのはキミだ!!～

【高校生の部】

対象 県内高校生

賞典 A・G賞(賞状・副賞)

出品料 無料

※そのほかは一般公募と同じ。

広報ふじ10月5日号2ページ掲載

「メタボリックシンドロームの診断基準」について

日本内科学会等内科系8学会が合同で、平成17年4月に示した「メタボリックシンドロームの診断基準」は、「空腹時血糖値が110mg/dl以上」となっています。広報ふじの2ページに掲載した「②血糖」の「空腹時血糖値が100mg/dl以上」は、平成20年度から開始される特定健康診査及び特定保健指導における判定基準です。

問い合わせ 健康対策課 ☎64-9023

水中エアロビクス、ボディシェイプアップ、フィットネスボール体操、女性・小学生・親子水泳、親子スポーツ教室

リブす富士(温水プール) ☎36-2131

教室名	とき(祝日など除く場合あり)	ところ	対象	定員	受講料	受付日
① 第3回 水中エアロビクス	1月7日からの原則毎週月曜日 10:00～11:30 19:00～20:30 各計10回	温水プール	一般 (高校生以下除く)	各40人	各6,000円	12月16日(日)
② 第4回 ボディシェイプアップ	1月7日からの原則毎週月曜日 19:00～20:30 計10回	温水プール 軽体育室		30人	5,000円	
③ 第3回 フィットネスボール体操	1月11日からの毎週金曜日 10:00～11:30 計10回	市立富士体育館 剣道場		20人	4,000円	12月14日(金)
④ 第4回 女性水泳		一般女性	35人	6,000円		
⑤ 第3回 小学生水泳	1月12日からの毎週土曜日 10:00～11:30 計10回	温水プール	小学生 (19年度受講した人を除く)	30人	5,000円	12月15日(土)
⑥ 第3回 親子水泳	1月15日からの毎週火曜日 15:30～17:00 計8回		3歳～6歳の 未就学児と その親	15組30人		12月22日(土)
⑦ 第3回 親子スポーツ	1月16日からの毎週水曜日 15:30～16:30 計8回	富士体育センター		20組40人	4,000円	

申し込み 各受付日の8:30～9:00に、本人またはその家族が受講料(①④⑤⑥は印鑑も必要)を持参し、③は市立富士体育館、それ以外は温水プールへ ※各教室とも応募者多数の場合抽せん。受講料は保険料を含む。

パブリック・コメント募集 ～市政への意見反映制度～

行政経営課 ☎55-2719

今回、国民健康保険課で次の計画を策定するに当たり、皆さんの意見を広く募集します。

案件名 富士市国民健康保険 特定健康診査等実施計画(案)

内容 生活習慣病を減らし、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を実施するための計画を定めます。

担当課 国民健康保険課 ☎55-2751 ☎51-2521

✉si-kokuho@div.city.fuji.shizuoka.jp

提出方法 12月21日(必着)までに、直接または郵送・FAX・Eメールで、〒417-8601 富士市役所国民健康保険課へ

※詳しくは、国民健康保険課・中央図書館及び各公民館にある資料、または市ホームページパブリック・コメントコーナーをごらんください。市のパブリック・コメント制度については、行政経営課にお問い合わせください。